

Ⅱ 2-9 仮使用認定制度の運用等について



平成27年6月12日
27消導第70号

工事中の建築物の仮使用については、従前、特定行政庁が承認した場合に可能となっていたが、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）等の施行に伴い、建築主事及び指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関等」という。）が、国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めた場合においても、工事中の建築物の仮使用が可能となった。

指定確認検査機関等による仮使用認定制度の運用等にあたり、下記の事項に留意し、適正に運用されたい。

記

1 趣旨

仮使用認定制度は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき運用される制度であり、特に、指定確認検査機関等が行う仮使用認定制度は「安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準」への適合状況を画一的に判断するもので、消防機関に対する通知等の手続きが規定されていない。

しかし、消防機関においても、工事中の建築物の防火安全対策を図る必要があることから、以下に掲げる内容に十分留意し、建築主等に対し、消防法令及び火災予防条例を遵守するよう指導するものとする。

2 仮使用中の建築物の把握方法について

仮使用認定に関して消防機関への事前相談が行われず、工事中の建築物の仮使用が行われている建築物については、特定行政庁から送付される仮使用認定申請書の写し又は仮使用認定報告書の写しにより把握を行うこと。また、すみやかに現地確認を実施するとともに、建築主等に対し、必要な指導を行うこと。

3 防火対象物使用開始届の届出について

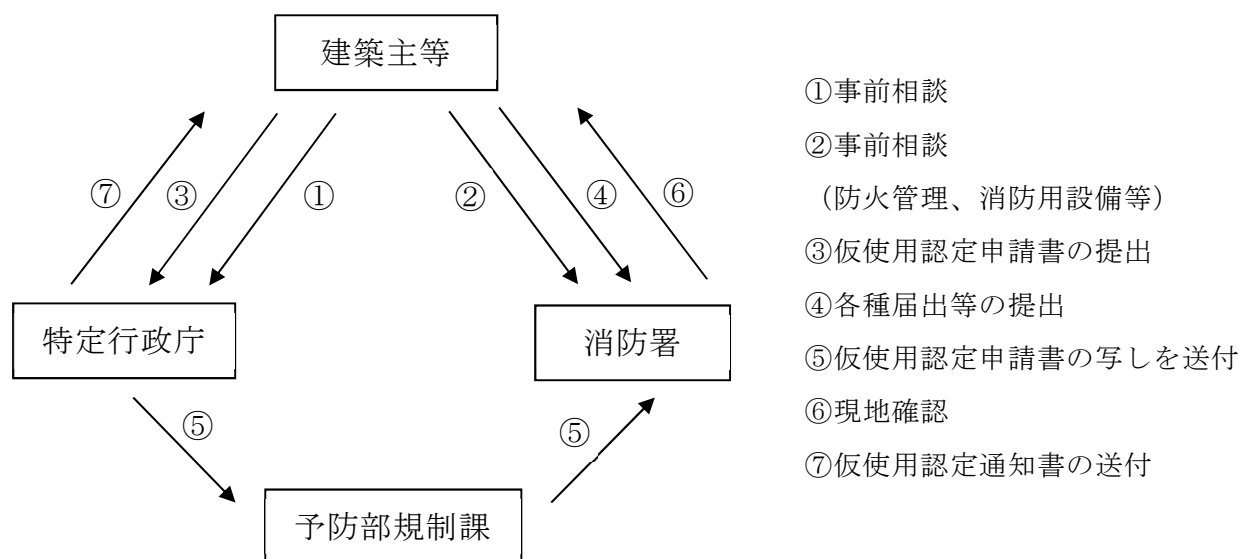
仮使用認定により使用する部分については、火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）第66条に規定する防火対象物使用開始届の届出対象となることから、建築主等に対し、届出を指導すること。

なお、指定確認検査機関等の仮使用認定を受けようとする場合は、基本的には仮使

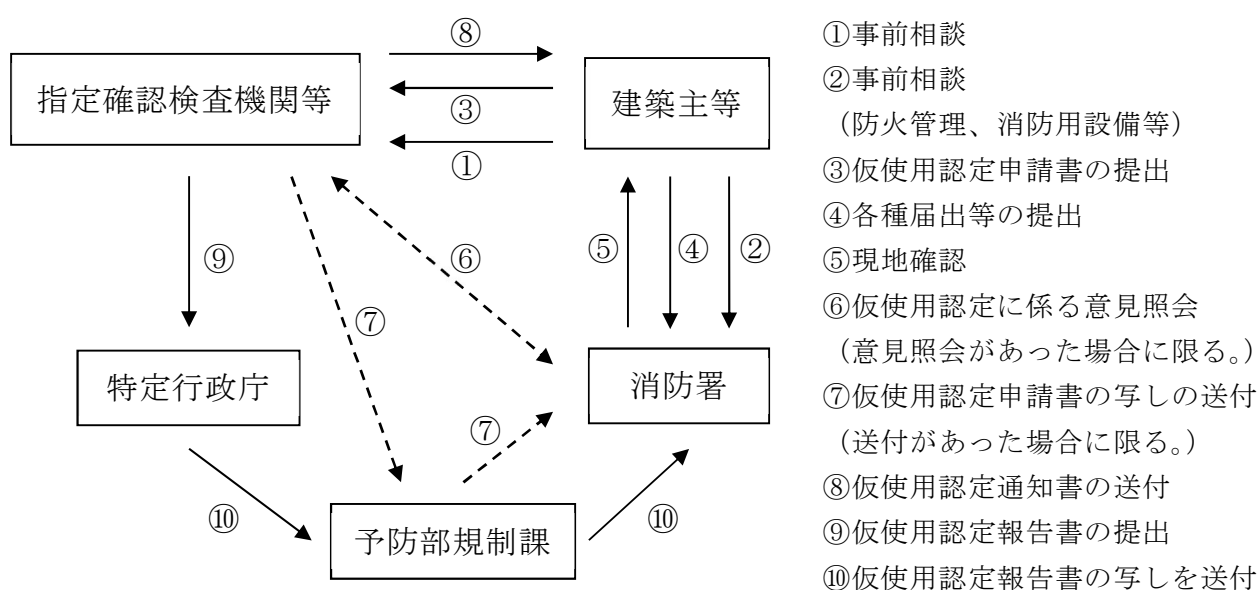
用認定申請書の写しが指定確認検査機関等から送付されないことから、仮使用部分の状況を把握するため、防火対象物使用開始届に仮使用認定申請書の写しを添付させ、届出させること。

参考として仮使用認定の手続きの大まかな流れを以下に示す。

【特定行政庁が仮使用認定を行う場合】



【指定確認検査機関等が仮使用認定を行う場合】



4 仮使用認定に関する消防計画の届出等について

(1) 防火管理者の選任及び消防計画の作成について

仮使用認定により使用する部分の収容人員（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第1条の3の規定により算定した数）が消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定に該当する建築物については、防火管理者の選任及び消防計画の作成が必要となるものであること。

(2) 仮使用認定申請書に添付される安全計画書の取扱いについて

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の16第1項の規定に基づき、特定行政庁の仮使用認定を受けようとする者が仮使用認定申請書に添付する安全計画書（以下「安全計画書（特定行政庁）」という。）は、別紙1、また、同条第2項の規定に基づき、指定確認検査機関等の仮使用認定を受けようとする者が仮使用認定申請書に添付する安全計画書（以下「安全計画書（指定確認検査機関等）」という。）は、別紙2とされている。

ア 安全計画書（特定行政庁）について

消防計画に準じた内容の工事中の建築物に関する防火安全対策が定められることから、工事中の消防計画に代替することが可能であり、消防計画作成（変更）届出書（規則別記様式第1号の2）に、安全計画書（特定行政庁）を添付し届出することができるものとする。

イ 安全計画書（指定確認検査機関等）について

消防計画に準じた防火管理体制等の内容が不足しているため、安全計画書（指定確認検査機関等）を工事中の消防計画に代替することはできず、別途消防計画の作成、届出が必要である。

5 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査について

(1) 仮使用認定により使用する部分の用途及び規模が、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第35条に掲げるものについては、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（以下「設置届」という。）の届出が必要となることから、建築主等に対し、届出を指導すること。

(2) 設置届の届出が行われた場合は、速やかに設置検査を行うこと。

(3) 設置検査の結果、当該消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準又は設備等設置維持計画に適合していると認めたときは、消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証を交付するものとする。

なお、消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証に記載する面積については、仮使用認定により使用する部分の面積を記載すること。

6 その他

仮使用認定制度の運用に関して疑義が生じた場合は、予防部規制課長と協議すること。